

# しんきんサポートながさきBIG

平成27年1月5日現在

商 品 名	しんきんサポートながさきBIG
取 扱 金 融 機 関	たちばな信用金庫・九州ひぜん信用金庫・伊万里信用金庫
ご 利 用 い た だ け る 方	長崎県信用保証協会の保証対象中小企業者で、以下の要件を満たす法人または個人の方 (ただし組合を除く)。  (1)県内に主たる事務者または営業所を有し、3年以上同一業種を営む方。  (2)保証協会実績先または申込信用金庫との正常な融資取引が6ヶ月以上の方。  (3)取扱金融機関が行う信用金庫業界の中小企業信用リスク情報データベース(以下「SDB」という)によるスコアが別に定める覚書を具備すること。
お 使 い み ち	運転資金(本提携保証以外の借換え資金は対象外となります)
ご 融 資 形 態	証書貸付または手形貸付となります。
ご 融 資 金 額	(1)法人の方・・・100万円以上5,000万円以下 (2)個人の方・・・100万円以上2,000万円以下 (3)直近決算の平均月商額の2倍  ※個人の方については、青色申告で貸借対照表を作成している方。
お 取 扱 上 の 制 限	既存保証を含め無担保保険80百万円以内。
ご 利 用 期 間	1ヶ月以上10年以内(据置6ヶ月以内)
ご 融 資 利 率	各金庫の所定の金利となります。
ご 返 済 方 法	分割返済または一括返済となります。
担 保	不要です。
保 証 人	(1)代表者(実質経営者を含む)の方を保証人とさせていただきます。  (2)個人は原則不要です。
手 数 料 ・ 保 証 料	(1)当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。  (2)長崎県信用保証協会へ所定の保証料をお支払いいただきます。
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課(9時～17時、電話:0957-27-0088)にお申し出ください。  紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または

	全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
そ の 他	(1)お申し込みの際は事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 (2)現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫の本支店までお問い合わせください。